

デマンド交通乗合サービスチョイソコかりや運行事業業務仕様書

本仕様書は、刈谷市(以下、「市」という。)と株式会社アイシン(以下、「アイシン」という。)が協働で実施するデマンド交通乗合サービスチョイソコかりや(以下、「チョイソコかりや」という。)の運行事業について必要な基本的な事項を定めるものである。

1 事業名

デマンド交通乗合サービスチョイソコかりや運行事業(以下、「本事業」という。)

2 事業目的

本事業は、公共交通のカバー率が低い刈谷市北部地域の地域内交通として、買い物や通院など市民の生活に必要な移動手段を確保するとともに、高齢者等の外出を促進し、健康増進や交流とにぎわいの創出を図ることを目的とする。

3 運行形態

本事業は、道路運送法第21条(または道路運送法第4条)に定める一般旅客自動車運送事業の許可を受けて実施する事業である。

適用する法律	期間(予定)
道路運送法第21条	令和7年10月1日～令和8年9月30日
道路運送法第4条	令和8年10月1日～

4 業務期間

契約締結の日から令和10年9月30日まで

※運行期間は令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

5 運行開始手続き

運行事業者は、道路運送法第21条(または道路運送法第4条)に基づく許可申請をはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて遅滞なく、確実に行うこと。

6 事業の内容

(1)運行内容

①運行方式

利用者から事前に乗車受付(以下、「受付」という。)があった場合に運行するデマンド型の区域運行方式とする。

②運行区域及び停留所

運行区域は、刈谷市井ヶ谷町、東境町、西境町、今川町、今岡町、一里山町の全域とする。

停留所は、運行区域内の住宅地、公共施設、協賛企業の店舗などに設置し、その間の移動を行う。

また、利用者が予約時間に停留所にいない場合、オペレーションセンターに連絡して通過することとする。

③運行期間及び運行日数

運行期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までの平日のみ(土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は運休)の運行とする。

(運行予定日数:725日)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
118日 R7.10.1-R8.3.31	241日 R8.4.1-R9.3.31	242日 R9.4.1-R10.3.31	124日 R10.4.1-R10.9.30

④運行時間

午前8時30分から午後5時30分まで

(午前 8 時 30 分以降に乗車し、午後 5 時 30 分までに降車が完了する運行のこと)

⑤運行経路、停留所、運行便数及び運行ダイヤ

運行経路、停留所、運行便数及び運行ダイヤ(以下「運行経路等」という。)は、アイシンのシステムに基づくものとし、受付した停留所間を運行する。

乗務員へは、運行車両に搭載するタブレット(アイシンが調達)を用いて連絡する。

⑥利用対象者

利用対象者は、アイシンにおいて利用会員登録をした者とする。ただし、会員と同乗である場合には、会員以外の同乗も可とする。

⑦その他

運行内容を変更する場合、市、アイシン及び運行事業者で事前に協議を行います。

(2)車両仕様

①使用車両

使用車両は、アイシンが調達するラッピング車両とし、以下のとおりとする。

車両	リース契約者
ハイエースグランドキャビンウエルジョイン 乗車定員8名	アイシン
ノアウエルジョイン 乗車定員5名	運行事業者

運行事業者は車両の定期点検、事故・故障時等に備えるため、予備車両を用意し、対応す

ることとする。なお、本事業で使用する予備車両は、運行事業者が他の一般旅客自動車運送事業で使用している車両と併用することも可とする。ただし、予備車両として使用する車両には、本事業で使用していることをわかりやすく利用者に対して表示すること。

②自動車保険(任意保険)への加入

本事業に使用する車両は、不測の事態に対応するため、利用者及び運行車両に係る自動車保険に加入すること。なお、加入手続き及び保険料の支払いは運行事業者が行うものとする。

③電子決済システム

非接触決済機は、市、アイシンと協議の上運行事業者が用意する。

(3)運賃の徴収

①運賃の徴収

運賃は、1乗車あたり300円(割引適用する者は200円)の定額運賃とし、利用者が乗車する際に乗務員が現金または交通系ICカード、その他これに類する方法で徴収するものとする。

運賃	対象	備考
300円	中学生以上75歳未満の方	
200円	75歳以上の方、障害者、小学生	

②運賃の管理

徴収した運賃は毎日集計を行い、金額をまとめて日報を作成すること。また、集計の結果、運賃に不足が生じる場合は、運行事業者が負担することとする。

③その他

運賃等を変更する場合、市、アイシン及び運行事業者で事前に協議を行います。

(4)受付

利用者からの受付はアイシンが行うものとし、それに基づき車両の手配等、運行管理を行うこと。

(5)乗務員の選任等

①乗務員は、心身ともに健康な者とする。

②法令を遵守し交通安全に万全を期すとともに、利用者に対して誠意をもって対応すること。

③利用者の乗降の際は、常に安全に注意し、適宜適切な誘導を行うこと。

④運行区域に狭あい道路を含むことから、運行区域を熟知しておくこと。

⑤運行事業者は、運行開始前及び定期的に乗務員の研修及び訓練を行うこと。

(6)業務責任者の任命

本事業を実施するにあたり、業務責任者を定め、本事業に関する代表者として連絡体制を整備し、緊急の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにすること。

(7)車両の保管、整備・清掃の義務

営業時間外の車両は、原則運行事業者の営業所で管理する車庫において保管すること。また、使用する車両は、常に最良の状態を保持するため、法定及び日常的な整備・点検・清掃を行うこと。

(8)待機、休憩、交代場所

乗務員の休憩については、必要な休憩時間を確保した実施体制で運行することとし、運行時事業者決定後、協議の上決定する。

(9)事故対応及び損害賠償等

- ①運行中の車両事故または事故などの不測の事態が生じた場合、利用者の安全確保を最優先に警察、救急への連絡など通常想定される事故対応を行うとともに、直ちにアイシン及び市に報告する。これにより運行を中止または中断した場合は、予備車両または交代の乗務員を確保するなど、本事業に支障をきたすことのないよう速やかに対処するものとする。
- ②天災や不測の事態等やむを得ない事情により、予定していた運行を中止または遅延する場合は、速やかにアイシン及び市に報告すること。
- ③本事業により利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、運行事業者の責任・負担において一切を処理すること。

(10)苦情等の対応

利用者等からの苦情や意見等には、アイシン、市及び運行事業者が連携し誠意をもって対応すること。

(11)報告書の提出

運賃を集計した日報を作成し、運行月の翌月10日までに書面及び電子データで市及びアイシンに提出すること。

(12)利用促進の取組み

利用促進策の提案や、実現するための具体的な取組みを行うものとする。なお、運行事業者からの提案については、市、アイシン及び運行事業者により協議のうえ利用促進策を決定する。

7 運行負担金の支払い

運行事業者の運行にかかる費用は、利用者からの運賃等とアイシンが支払う地域交通支援金により運営するものとする。

また、運行事業者とアイシンで取り決めた1日当たりの保証金額より利用者からの運賃収入が下回る場合は、不足金分をアイシンが運行事業者へ支払うものとする。

8 契約に関する基本事項

運行開始までに運行事業者、市及びアイシンが協議し、事業実施に係る仕様を確定させた上で運行事業者とアイシンが契約を締結する。

また、運行事業者、市及びアイシンで三者協定を締結する。

9 秘密保持

本事業の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報を含む貸与資料については、個人情報の保護に関する法律等の趣旨を鑑み、順守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及びアイシンと運行事業者の協議によって解決するものとする。